

旅行業者代理業新規登録要件

第1 旅行業登録制度

- (1) 旅行業者代理業を営もうとする者は、旅行業代理業を行う主たる営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある。(旅行業法第3条及び同法施行規則第1条第1項第3号)
- (2) 旅行業者代理業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。(旅行業法第4条第1項及び同法施行規則第1条の3)
- (3) 登録を受けないで旅行業者代理業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により処分される。(旅行業法第74条)

第2 登録条件

申請者が、登録拒否条項(下記事項)に該当する場合は、その登録は拒否される。(旅行業法第6条第1項各号)

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は旅行業法第37条の既定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記(1)から(4)、(7)のいずれかに該当するもの
- (6) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員の中に上記(1)から(4)、(6)のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの

第3 新規登録申請にあたっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地が、山梨県内にあること。
- (2) 法人で申請する場合は、商号・目的（定款・法人登記簿共に）について、下記事項に注意のこと。
 - ・「商号」
既存登録の旅行者・旅行者代理業者との類似商号をさけるため、申請書提出前に電話等で確認のこと。
 - ・「目的」
必ず「旅行者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行者代理業」とすること。
- (5) 旅行業務取扱管理者を選任すること。
 - ① 1 営業所につき1 人以上の旅行者取扱管理者（常勤専人で就業のこと）を選任すること。
 - ② 海外旅行を取り扱う営業所においては、必ず総合旅行業務取扱管理者を選任すること。
 - ③ 従業員10 人以上の営業所においては、複数の旅行業務取扱管理者を選任すること。
 - ④ 旅行者代理業者は旅行業務取扱管理者について、5 年ごとに旅行業務に関する法令、旅程管理その他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならない。

第4 申請に必要な書類

別紙「旅行者代理業新規登録申請書類一覧表」のとおり。

第5 登録手続

- (1) 新規登録手数料の納付
手数料15,000円（山梨県手数料条例第2条）
- (2) 所属旅行者は、その登録行政庁に旅行者代理業新規登録の旨の変更届出を提出のこと。（旅行業法第6条の4）
- (3) 旅行者代理業者は、営業所において登録票を公衆に見やすいように掲示するなど旅行業法で規定されている事項の遵守。（旅行業法第12条の9等）

第6 登録後の留意点

- (1) 旅行者代理業の登録は、下記の事由により失効する。
 - ① 所属旅行者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったとき。（旅行業法第15条の2第1号）
 - ② 所属旅行者が登録抹消になったとき。（旅行業法第15条の2第2号）
- (2) 登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出なければならない。（旅行業法第6条の4第1項）

第7 問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部観光政策グループ総務経理

TEL 055-223-3776

FAX 055-223-1574

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 別館2階